

令和6年度北九州市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

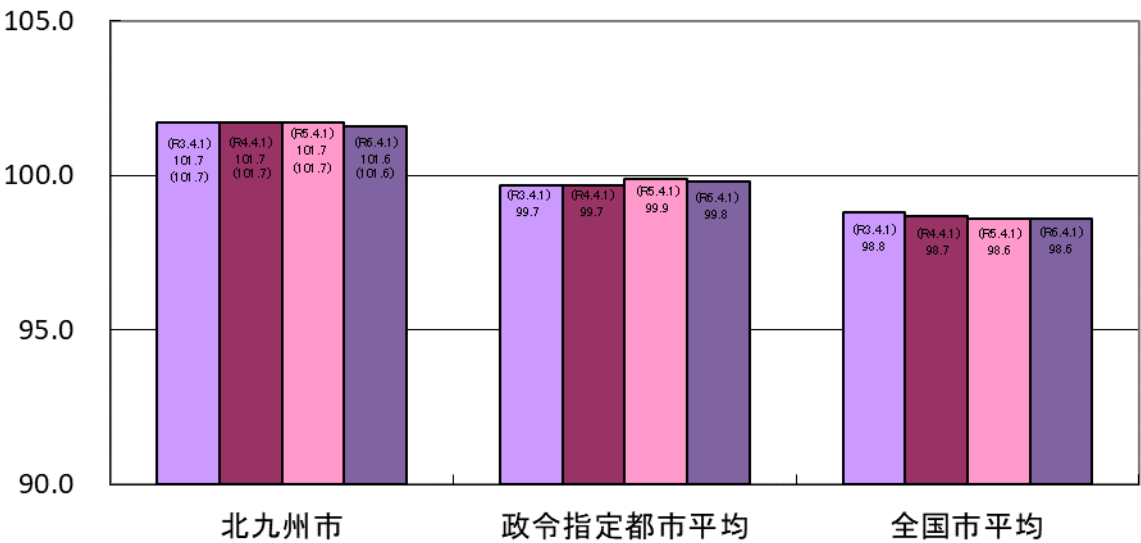
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B／A)	(参考) 前年度 人件費率
令和5年度	人 921,241	千円 614,040,979	千円 2,228,300	千円 102,144,555	% 16.6	% 18.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B／A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 11,512	千円 47,087,978	千円 8,708,083	千円 18,915,991	千円 74,712,052	千円 6,490	千円 6,725

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡を図っており、また、諸手当についても、国に準拠しているところです。

その結果、ラスパイレス指数が100を超えていますが、本市職員の給与については、市内民間給与を踏まえた本市人事委員会の勧告や国及び他都市の動向等を踏まえながら、今後とも適正な水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 407,430	円 396,724	10,706円 (2.70%)	% 2.70	% 2.70	% 2.76

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支 給月数 B	較差 A－B			
令和6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	46.1 歳	348,236 円	421,679 円	386,216 円
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
政令指定都市平均	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当を除いたものです。

3 上記の(注) 1 及び2の内容は、以下のイ 教育職の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」についても同様です。

② 教育職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校	北九州市	42.1 歳	360,651 円	417,711 円
	福岡県	45.7 歳	369,731 円	431,579 円
	政令指定都市平均	43.1 歳	361,573 円	439,388 円
小・中学校	北九州市	40.8 歳	346,494 円	389,298 円
	福岡県	41.1 歳	357,225 円	396,996 円
	政令指定都市平均	40.3 歳	346,574 円	416,577 円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	201,700 円	202,400 円	総合職（大卒） 200,700 円 一般職（大卒） 196,200 円
	高校卒	170,600 円	170,900 円	一般職（高卒） 166,600 円
高等学校教育職	大学卒	230,100 円	226,100 円	—
小・中学校教育職	大学卒	227,700 円	226,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	271,700 円	339,500 円	360,400 円	374,200 円
	高校卒	228,700 円	309,400 円	339,500 円	360,400 円
高等学校教育職	大学卒	311,200 円	386,800 円	406,700 円	414,600 円
小・中学校教育職	大学卒	306,900 円	378,200 円	393,900 円	403,400 円

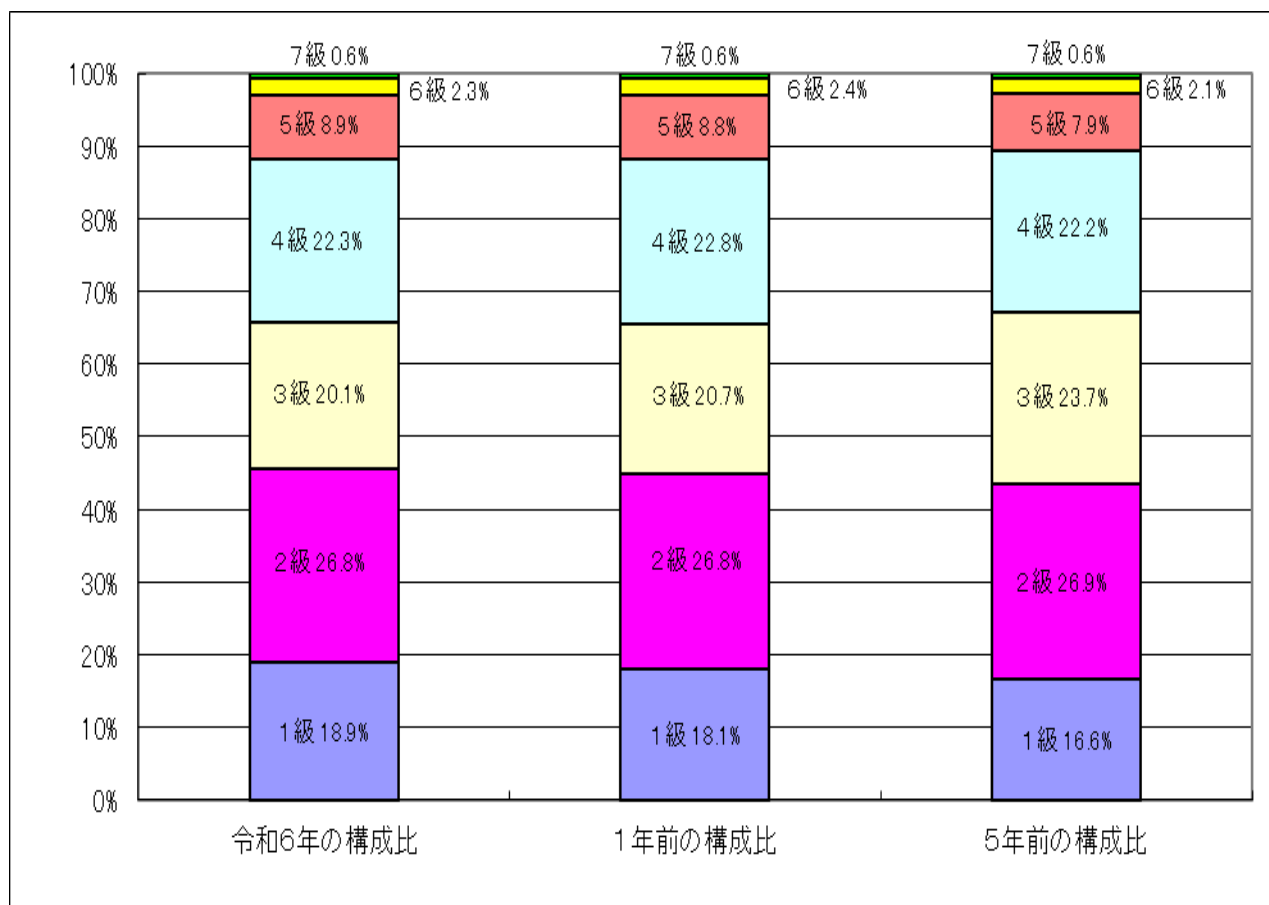
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

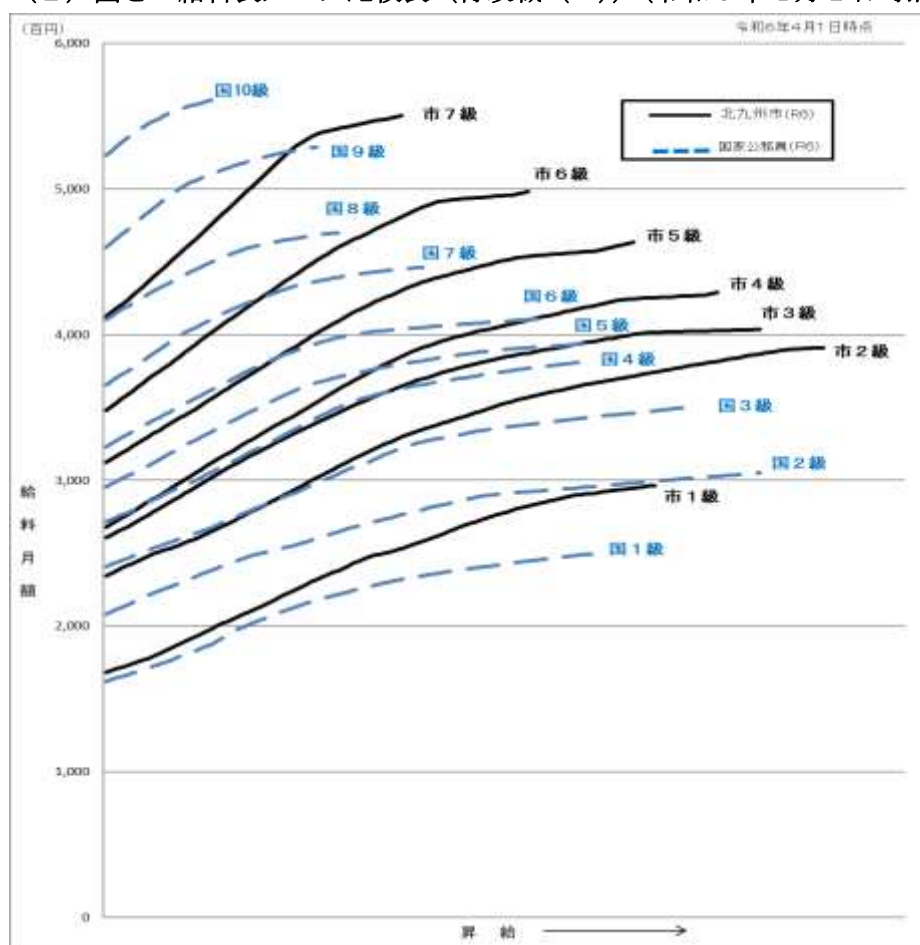
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	係員	人 792	% 18.9	円 168,400	円 296,400
2 級	主任	人 1,127	% 26.8	円 234,600	円 391,100
3 級	主査	人 846	% 20.1	円 260,800	円 403,600
4 級	係長・指導主事	人 937	% 22.3	円 268,000	円 429,200
5 級	課長	人 374	% 8.9	円 312,500	円 463,400
6 級	部長	人 96	% 2.3	円 348,000	円 498,400
7 級	局長・区長	人 27	% 0.6	円 412,600	円 550,500

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日時点）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北九州市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,633千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,637千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（2）退職手当（令和6年4月1日現在）

北九州市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	1,887千円	22,782千円		—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和6年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

（3）地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	1,512,759千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	129,851円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市 （医師及び歯科医師以外）	3%	11,475 人	3%
北九州市 （医師及び歯科医師）	16%	10 人	16%
東京都特別区	20%	24 人	20%
福岡市	10%	3 人	10%

（４） 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和５年度決算）		308,363 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）		82,627 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		31.4%		
手当の種類（手当数）		11 種類		
手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する支給単価
感 染 症 予 防 等 業 務 手 当	・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員	(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき	1,491 千円	(1)の業務 日額 220 円 (2)の業務 日額 330 円 (3)の業務 日額 340 円 (4)の業務 日額 340 円
放 射 線 取 扱 手 当	・診療放射線技師 ・診療エックス線技師	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	54 千円	日額 360 円
児 童 相 談 等 業 務 手 当	子ども総合センターに勤務する職員	児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したとき	17,382 千円	日額 1,000 円

夜間特殊 業務手当	・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師	(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき (2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき	45,852 千円	(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1回につき 410 円 (2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき 7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1回につき 2,150 円 上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。 (1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の職員 380 円 (2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満の職員 760 円 (3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上の職員 1,140 円
----------------------	--	--	------------------	--

特殊現場 業務手当	職員	(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき (2) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業 イ 測量作業又は公害立入検査 ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査 エ 消防吏員が、はしご車等を使用して高所において行う警防作業又は訓練 オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務 (3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき (4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき ア 旅客等の海上輸送を行う業務 イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務 ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務	6,353 千円	(1)の業務 日額 240 円 (2)の業務 ア 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 イ 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (3)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (4)の業務 ア 日額 1,400 円 イ 日額 460 円 ウ 日額 280 円
----------------------	-----------	--	-----------------	---

消 防 特 殊 活動手当	消防吏員	(1) 水火災その他の災害 の警防作業に従事した とき (2) 交通災害その他の災 害により負傷を受けた 者の緊急救助作業に従 事したとき (3) 潜水器具を着用して 潜水作業に従事したと き (4) 化学消防艇に乗船す る消防吏員が、食料を 必要とする航海に従事 したとき	57,929 千円	(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円 (2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を 有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の 業務に従事したと きは、510 円) その他の消防吏員 1 件につき 190 円 (3)の業務 1 時間につき 310 円 (4)の業務 航海 1 回につき 460 円
ヘリコプ ター操縦 等手当	消防吏員	(1) ヘリコプターの操縦 業務に従事したとき (2) ヘリコプターの整備 業務に従事したとき (3) ヘリコプターの搭乗 業務に従事したとき	6,698 千円	(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円 (2)の業務 2 等航空整備士以上 の資格を有する消防 吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資 格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間に つき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円
国 際 緊 急 援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が 行われる海外の地域にお いて国際緊急援助活動に 従事したとき	—	日額 4,000 円

教育業務 連絡指導 手当	主任等で、その 職務が困難であ るとして教育委 員会の定めるも のの職務を担当 する指導教諭又 は教諭	当該担当に係る業務に従 事したとき	27,083 千円	日額 200 円
教員特殊 業務手当	小学校、中学 校、特別支援学 校、高等学校又 は幼稚園に勤務 する教員	(1) 非常災害時の緊急業 務で児童、生徒若しく は幼児の保護又は緊急 の防災若しくは復旧の 業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急 業務で児童、生徒若し くは幼児の負傷、疾病 等に伴う緊急の業務又 は児童若しくは生徒に 対する緊急の補導業務 に従事したとき (3) 修学旅行、林間学 校、臨海学校等におい て児童、生徒又は幼児 を引率して行う指導業 務で泊を伴うものに従 事したとき (4) 対外運動競技等にお いて児童、生徒又は幼 児を引率して行う指導 業務で泊を伴うもの又 は週休日若しくは休日 （以下「週休日等」と いう。）に行うものに従 事したとき (5) 部活動における児童 又は生徒に対する指導 業務で週休日等に行う ものに従事したとき (6) 入学試験における受 験生の監督、採点又は 合否判定の業務で週休 日等に行うものに従事 したとき	144,525 千円	(1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 2,700 円 (6)の業務 日額 900 円
多学年学 級担当手 当	小学校又は中学 校の 2 つの学年 の児童又は生徒 で編制されてい る学級を担当す る教育職員	当該学級における授業又 は指導に従事したとき	186 千円	日額 290 円
感染症予 防等業務 手当の特 例	職員	新型コロナウイルス感染 症の患者に対する業務に 従事したとき	809 千円	日額 3,000 円 （陽性患者の身体に 接触して業務を行っ たときは 4,000 円）

（注） 特殊勤務手当の支給実績（令和 5 年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。

(5) 時間外勤務手当

令和4年度決算	支給実績	2,290,660 千円
	職員1人当たり平均支給年額	387 千円
令和5年度決算	支給実績	2,315,603 千円
	職員1人当たり平均支給年額	398 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算及び令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300 円 ～ 139,300 円	千円 935,796	円 925,614
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額309,200 円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 29,000	円 2,899,991
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき4,000 円～10,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 3,500 円～ 10,000 円	千円 1,266,006	円 297,324
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 886,644	円 292,719
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000 円、自動車等の	異なる	(国) ・通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給	千円 1,021,210	円 108,225

	使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 7,956	円 884,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 71,418	円 93,970
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 2,500 円～12,000 円（6 時間を超える勤務は 100 分の 150 の割合を乗じて得た額）	千円 14,753	円 136,602
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 4,400 円	千円 122	円 121,900
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	高等学校、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に			千円 296,537	円 55,625

	対して、職務の級に応じ、2,000 円～8,000 円を支給				
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額の合計に、3/100～22/100 を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1, 107, 000 円 (1, 230, 000 円)	(参考) 政令指定都市における最高/最低額	
			1, 599, 000 円／ 500, 000 円	
	副 市 長	931, 000 円 (980, 000 円)	1, 285, 000 円／ 841, 000 円	
報酬	議 長	1, 090, 000 円	1, 179, 000 円／ 779, 000 円	
	副 議 長	980, 000 円	1, 061, 000 円／ 707, 000 円	
	議 員	880, 000 円	953, 000 円／ 648, 000 円	
期末手当	市 長 副 市 長	(令和 5 年度支給割合) 6 月期 1. 625 月分 1 2 月期 1. 725 月分 計 3. 35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 5 年度支給割合) 6 月期 1. 625 月分 1 2 月期 1. 725 月分 計 3. 35 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0. 45	26, 568, 000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0. 34	15, 993, 600 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間、給料、地域手当及び期末手当を市長においては10%、副市長においては5%をそれぞれ減額して支給しています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	30	26	▲4	議長会研究フォーラム終了に伴う減員等
	総 務	1,000	1,002	2	
	税 務	344	333	▲11	市税事務所等の体制見直し
	労 働	17	21	4	
	農 林 水 産	80	83	3	
	商 工	148	154	6	EV・半導体・宇宙産業等の推進等
	土 木	959	957	▲2	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	民 生	1,283	1,304	21	低所得世帯への給付金支給等
	衛 生	820	777	▲43	新型コロナウイルス感染症対策に係る体制見直し
	計	4,681	4,657	▲24	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.65 人)
特 別 行 政 部 門	教 育	5,878	5,867	▲11	再任用職員の減少
	消 防	996	988	▲8	
	計	6,874	6,855	▲19	
小 計		11,555	11,512	▲43	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 114.74 人)
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	0	0	0	
	水 道	314	324	10	広域連携の推進等
	交 通	61	64	3	
	下 水 道	143	138	▲5	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	そ の 他	316	316	0	
	計	834	842	8	
合 計		12,389 [12,910]	12,354 [12,910]	▲35 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.47 人

(注) 1 []内は、条例定数の合計です。

2 「人口1万人当たり職員数」とは、令和6年4月1日現在の職員数を令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口で除し、1万を乗じたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	45	582	1,140	1,143	1,117	1,014	978	1,083	1,349	1,406	1,414	1,083	12,354

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

年 度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,666	4,677	4,705	4,713	4,681	4,657	▲9(▲0.2%)
教育	5,263	5,376	5,908	5,850	5,878	5,867	604(11.5%)
消防	1,006	1,001	1,003	1,001	996	988	▲18(▲1.8%)
普通会計計	10,935	11,054	11,616	11,564	11,555	11,512	577(5.3%)
公営企業等会計計	865	866	860	831	834	842	▲23(▲2.7%)
総合計	11,800	11,920	12,476	12,395	12,389	12,354	554(4.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況（令和5年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 18,949,036	千円 ▲238,449	千円 2,421,522	% 12.8	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 344,867 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 314	千円 1,296,024	千円 265,873	千円 538,967	千円 2,100,864	千円 6,691	千円 6,671

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	45.1 歳	340,346 円	540,567 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,702 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

- (注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	7,856千円	—	1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	1,887千円	22,782千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

- （注） 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 3 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		42,056千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		136,544円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	308人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和5年度決算）		2,328千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		31,459円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和5年度）		23.2%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価

特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	179 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
----------------------	-----------	---	---------------	---

夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	2,149 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円
----------	------------	---	----------	---

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支給実績	70,330 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	228 千円
令和 5 年度決算	支給実績	70,462 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	236 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 24,530	円 1,114,999
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 53,207	円 311,149
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 25,695	円 295,340

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 38,471	円 145,725
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 6,102	円 164,931
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 160	円 40,000
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
-------------	---	----	---	---------	--------

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 1,454,243	千円 377,236	千円 195,162	% 13.4	% 12.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 5,001 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 24	千円 93,450	千円 22,195	千円 38,438	千円 154,083	千円 6,420	千円 6,869

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	42.2 歳	319,900 円	510,318 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,602千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

工業用水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率） 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.709月分	応募認定・定年 26.1682月分 33.96105月分 47.709月分 47.709月分	（支給率） 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.709月分	応募認定・定年 26.1682月分 33.96105月分 47.709月分 47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	—	—	1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	1,887千円	22,782千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,900千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		120,849円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	24人	3%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和 5 年度決算）		716 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）		51,161 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和 5 年度）		58.3%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	14 千円	(1) の業務 日額 150 円 (2) の業務 日額 190 円 (3) の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4) の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円

				暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	702 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支 給 実 績	7,072 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	321 千円
令和 5 年度決算	支 給 実 績	7,305 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	304 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 3,230	円 293,595
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,138	円 237,582
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対して、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の高額を支給	同じ	—	千円 2,555	円 121,671
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 2,555	円 196,562
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につ	同じ	—	千円 —	円 —

	き 2,000 円～18,000 円を支給				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況（令和 5 年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 5 年度	千円 25,303,913	千円 10,350	千円 986,922	% 3.9	% 3.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 375,952 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1 人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1 人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和 5 年度	人 149	千円 607,603	千円 119,749	千円 253,120	千円 980,472	千円 6,580	千円 6,738

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	43.3 歳	339,653 円	538,333 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,693千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

下水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	22,356千円	23,543千円	1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	1,887千円	22,782千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		20,275千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		155,959円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	130人	3%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和 5 年度決算）		16 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）		3, 108 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和 5 年度）		3. 4%		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	16 千円	(1) の業務 日額 150 円 (2) の業務 日額 190 円 (3) の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4) の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき

				日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5) の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	--	--	---

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支 給 実 績	27,481 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	198 千円
令和 5 年度決算	支 給 実 績	30,464 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	222 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 11,198	円 1,018,036
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 24,809	円 314,038
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 11,841	円 288,794

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 17,683	円 153,769
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 912	円 912,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 82	円 20,375
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
-------------	---	----	---	---------	--------

(4) 交通事業

①職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,799,896	千円 125,939	千円 1,132,537	% 62.9	% 59.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 62	千円 225,702	千円 80,681	千円 96,942	千円 403,325	千円 6,505	千円 6,823

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	48.6歳	311,193円	545,388円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	50.3歳	38人	267,295円	378,061円	297,828円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
北九州市	バス運転者	54.8歳	361,200円	1.05

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
北九州市	5,937,788 円	4,334,400 円	1.37

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,564 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633 千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

交通事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	—	3,034 千円	1人当たり 平均支給額 （令和5年度）	1,887 千円	22,782 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			7,289 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			117,566 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	62 人	3%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和 5 年度決算）		822 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）		30,458 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和 5 年度）		43.5%		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の中途において待機を要する勤務に従事したとき	315 千円	運輸主任 1 時間につき 150 円 それ以外の職員 1 時間につき 140 円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）において業務に従事したとき	491 千円	深夜における勤務時間が 2 時間以上するとき 勤務 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 勤務 1 回につき 410 円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1 日の運行距離が 350 キロメートルを超える乗務に従事したとき	17 千円	1 日の運行距離が 350 キロメートルを超え 470 キロメートル以下のとき 日額 690 円 470 キロメートルを超え 570 キロメートル以下のとき 日額 1,030 円 570 キロメートルを超えるとき 1 日につき 1,030 円に 570 キロメートルを超える 50 キロメートルごとに 1,000 円を加算した額

感染症予防等 業務手当の特 例	旅客自動車運 転者	新型コロナウイルス 感染症の患者に対す る業務（移送等）に 従事したとき	千円 —	日額 3,000 円 （陽性患者の身体に 接触して業務を行っ たときは、4,000 円）
-----------------------	--------------	---	---------	---

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支 給 実 績	52,326 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	887 千円
令和 5 年度決算	支 給 実 績	46,819 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	794 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和 5 年 度決算）	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 3,344	円 1,114,800
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 12,987	円 316,766
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,549	円 322,627
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 5,854	円 102,704

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	— 千円 16	— 円 16,000
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

（５） 公営競技事業

①職員給与費の状況（令和 5 年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B／A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5 年 度	千円 162,639,543	千円 13,354,586	千円 417,595	% 0.3	% 0.3

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 39	千円 169,316	千円 48,485	千円 70,724	千円 288,525	千円 7,398	千円 —

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	47.0 歳	360,910 円	607,520 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営競技事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,813 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

- (注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

公営競技事業			北九州市（普通会計関係）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

1人当たり 平均支給額 (令和5年度)	—	—	1人当たり 平均支給額 (令和5年度)	1,887 千円	22,782 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			5,691 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			142,987 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	40 人	3%

エ 時間外勤務手当

令和4年度決算	支 給 実 績	16,954 千円
	職員1人当たり平均支給年額	484 千円
令和5年度決算	支 給 実 績	22,080 千円
	職員1人当たり平均支給年額	631 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算及び令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年 度決算)	支給職員1 人当たり平 均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 6,792	円 1,132,000

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 7,221	円 343,833
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,852	円 331,628
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 4,347	円 133,352
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 633	円 372,353
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円(勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円)を支	同じ	—	千円 —	円 —

	給				
特定任期付 職員業績手 当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円